

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年10月1日 告示第544号

改正 令和3年4月6日 告示第226号

(趣旨)

第1条 地震によるブロック塀等の倒壊等による被害を防ぎ、もって災害に強いまちづくりの推進を図るため、倒壊等の危険性があるブロック塀等の撤去に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市ブロック塀等撤去費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 次に掲げるものをいう。

ア 奈良県が地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定により奈良県が作成する都道府県地域防災計画をいう。)で指定する第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路

イ 本市が地域防災計画(災害対策基本法第42条第1項の規定により市が作成する市町村地域防災計画をいう。)で指定する避難路

ウ 住宅等から避難所等へ至る不特定多数の者が利用する道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に限る。)

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他組積造の塀(万年塀を除く。)をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)とする。

(1) 道路に面する高さ80センチメートル以上のものであること。

(2) 別表に掲げる基準を満たさない項目があること。

(3) 通行人の安全を確保するために市長が撤去する必要があると認めるものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内に存する補助対象ブロック塀等を撤去する事業であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受けた事業者により行われる事業であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ブロック塀等の所有者（団体又は所有者が複数のときは、その代表者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者及び暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する者は、補助対象者としない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象ブロック塀等の全部又は一部の撤去に要する経費とし、見付面積1平方メートルにつき8,000円を限度とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1敷地につき、1回限りとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、当該工事を行う予定の事業者の押印のあるものに限る。）の写し

(2) 補助対象ブロック塀等の付近見取図及び現況写真

(3) ブロック塀等撤去の内容を示した図書（配置図、立面図等）

(4) 第5条第1項に該当することを証する書類

(5) ブロック塀等点検表（別記第1号様式）

(6) 市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第

14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて同条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 完了時の工事写真

(2) ブロック塀等撤去に要した経費の領収書の写し

(3) ブロック塀等撤去の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月6日告示第226号)

この告示は、令和3年4月6日から施行する。

別表（第3条関係）

□補強コンクリートブロック造の塀等

項目		基準
①	高さ	塀の高さは、2.2メートル以下とすること。
②	壁の厚さ	塀の高さが2メートルを超える塀の厚みは、15センチメートル以上とすること。
		塀の高さが2メートル以下の塀の厚みは、10センチメートル以上とすること。
③	鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
		壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
		鉄筋の末端は、鍵状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれ鍵掛けして定着すること。
④	控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面からの高さの5分の1以上突出したものを設けること。
⑤	基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	基礎の丈は35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎があること。
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかないこと。
⑧	その他	塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上でないこと。

□組積造（れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造）の塀等

項目		基準
①	高さ	高さは、1.2メートル以下とすること。
②	壁の厚さ	各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
③	鉄筋	—
④	控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁を設けること。
⑤	基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	基礎の根入れ深さは、20センチメートル以上とすること。
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかないこと。
⑧	その他	塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上でないこと。

別記

第1号様式（第8条関係）

ブロック塀等点検表

該当する塀の構造の点検表にレ点を記入し、点検項目ごとに、点検結果が適合の場合は適合の欄に不適合又は不明の場合は不適合（不明を含む。）欄にレ点を記入してください。

□補強コンクリートブロック造 点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合（不明を含む。）
① 高さ	2.2メートル以下		
② 壁の厚さ	高さ2メートルを超える塀で15センチメートル以上		
	高さ2メートル以下の塀で10センチメートル以上		
③ 鉄筋	塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれ鍵掛けされている。		
④ 控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、直径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。		
⑤ 基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	丈が35センチメートル以上で根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない。		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない。		
⑧ その他	塀が土留め壁を兼ねていない。 玉石積み擁壁等の上でない。		

□組積造（れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造）の塀 点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合（不明を含む。）
① 高さ	1.2メートル以下		
② 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上		
③ 鉄筋	—	—	—
④ 控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ4メートル以下ごとに、壁の厚さの1.5倍以上突出している。		
⑤ 基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	根入れ深さが20センチメートル以上ある。		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない。		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない。		
⑧ その他	塀が土留め壁を兼ねていない。 玉石積み擁壁等の上でない。		

※ 8項目のうち、1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。

第2号様式（第8条関係）

市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書

奈良市ブロック塀等撤去費補助金の交付に係る申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納付状況等について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、補助金交付申請書に記載された者が、暴力団等であるか否かの確認について、奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日